資 料 編

台東区国民保護計画資料編 目次

第1編		
1 - 1	関係機関の所在地(3章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 - 2	地形図 (4章)	
1 - 3	町丁別面積・世帯数・人口一覧(4章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 - 4	道路位置図(4章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 – 5	鉄道位置図(4章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2編		
2 - 1	通信連絡系統図(第1章第3) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2 - 2	被害情報の収集・報告系統図(第1章第4)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 - 3	赤十字標章及び身分証明書(第2章第4章) ・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
2 - 4	特殊標章及び身分証明書(第2章第4章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 1
第3編		
3 - 1	東京都台東区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(第2章)・1	.2
3 - 2	救援の程度及び方法の基準 (第6章) ・・・・・・・・・・1	.4
3 - 3	安否情報省令及び安否情報収集様式(第7章) ・・・・・・・・・・・・・1	
3 - 4	公用令書等の様式(第8章第2)・・・・・・・・・・・・・・・・・2	25
法令関係		
資料1	東京都台東区国民保護協議会条例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
資料2	台東区国民保護協議会委員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28
用語集 · ·		30

1-1 関係機関の所在地

【自衛隊】

名 称	所 在 地
陸上自衛隊第1普通科連隊	練馬区北町4-1-1

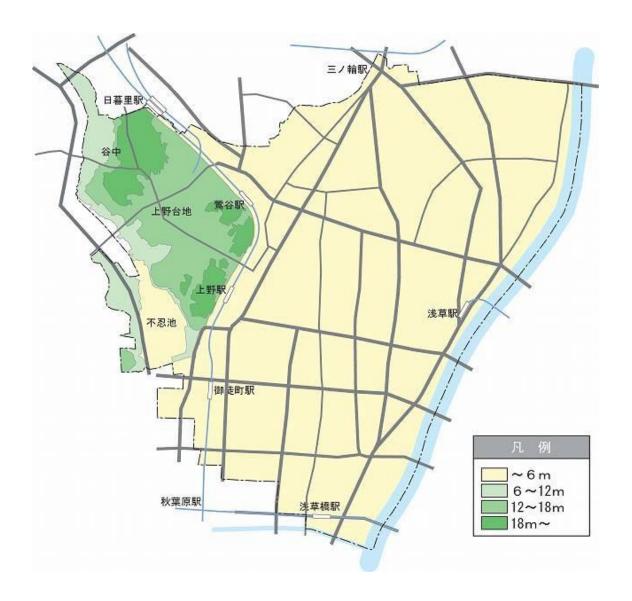
【東京都(警察・消防を含む)】

名 称	所 在 地
建設局第六建設事務所	足立区千住東2-10-10
水道局文京営業所	文京区西片 2-16-23
下水道局北部下水道事務所	台東区蔵前 2-1-8
交通局新橋駅務管理所浅草橋駅	台東区浅草橋1-18-11
警視庁第六方面本部	台東区東浅草2-27-12
上野警察署	台東区東上野4-2-4
下谷警察署	台東区北上野 2 - 2 4 - 1 4
浅草警察署	台東区浅草4-47-11
蔵前警察署	台東区蔵前1-3-24
東京消防庁第六消防方面本部	台東区蔵前2-10-9
上野消防署	台東区東上野 5 - 2 - 9
浅草消防署	台東区駒形1-5-8
日本堤消防署	台東区千東4-1-1

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

名 称	所 在 地
日本郵便㈱上野郵便局	台東区下谷1-5-12
東日本旅客鉄道㈱上野駅	台東区上野7-1-1
東日本電信電話㈱	
東京事業部 東京東支店	台東区上野 5 - 2 4 - 1 1
東京電力㈱上野支社	台東区竜泉2-18-6
東京ガス㈱東部支店	江東区猿江2-15-5
首都高速道路㈱東京西局	千代田区平河町2-16-3
東武鉄道㈱浅草駅	台東区花川戸1-4-1
京成電鉄㈱京成上野駅	台東区上野公園1-60
東京地下鉄㈱上野駅務区	台東区東上野3-19-6
首都圈新都市鉄道㈱秋葉原駅	千代田区神田佐久間町1-6-10
(一社)下谷医師会	台東区東上野3-38-1
(公社)浅草医師会	台東区雷門 1-10-5
(公社)東京都台東区歯科医師会	台東区根岸4-1-28
(公社)浅草歯科医師会	台東区浅草1-4-7
(一社)下谷薬剤師会	台東区下谷2-3-5
(一社)浅草薬剤師会	台東区蔵前4-21-9

地 形 図



町丁別面積・世帯数・人口一覧

平成27年4月1日現在

					平成27年	4月1日現在
叶 丁 口 夕	面積	世帯数	,	人口(人	.)	人口密度
町丁目名	(ha)	(世帯)	男	女	合計	(人/ha)
総数	1, 011. 00	110479	97, 599	92, 764	190, 363	188. 3
台東1丁目	13. 06	1, 225	1, 110	864	1, 974	151. 1
台東2丁目	10. 32	1, 269	1, 067	984	2, 051	198. 7
台東3丁目	10. 50	1, 523	1, 304	1, 265	2, 569	244. 7
台東4丁目	11. 40	1, 005	865	789	1, 654	145. 1
柳橋1丁目	11. 20	682	592	544	1, 136	101. 4
柳橋2丁目	9. 43	1, 135	820	897	1, 717	182. 1
浅草橋1丁目	11. 56	740	578	567	1, 145	99. 0
浅草橋2丁目	8. 52	836	761	752	1, 513	177. 6
浅草橋 3 丁目	8. 07	1, 015	889	840	1, 729	214. 3
浅草橋 4 丁目	4. 57	447	399	355	754	165. 0
浅草橋 5 丁目	10. 21	1, 079	963	762	1, 725	169. 0
鳥越1丁目	5. 50	941	846	799	1, 645	299. 1
鳥越2丁目	5. 61	711	630	618	1, 248	222. 5
蔵前1丁目	10. 81	338	268	265	533	49. 3
蔵前2丁目	14. 40	804	663	644	1, 307	90. 8
蔵前3丁目	6. 02	784	627	644	1, 271	211. 1
蔵前4丁目	11. 69	1, 535	1, 244	1, 261	2, 505	214. 3
小島1丁目	4. 89	1, 172	965	964	1, 929	394. 5
小島2丁目	7. 10	937	807	750	1, 557	219. 3
三筋1丁目	6. 67	1, 288	1, 133	1, 121	2, 254	337. 9
三筋2丁目	6. 60	1, 073	993	905	1, 898	287. 6
秋 葉 原	2. 08	52	40	22	62	29. 8
上野1丁目	5. 29	385	297	352	649	122. 7
上野2丁目	5. 00	110	94	78	172	34. 4
上野3丁目	6. 92	410	367	303	670	96. 8
上野4丁目	3. 27	35	28	27	55	16. 8
上野5丁目	8. 69	432	362	260	622	71. 6
上野6丁目	6. 60	167	154	125	279	42. 3
上野7丁目	19. 78	673	557	585	1, 142	57. 7
東上野1丁目	7. 84	704	608	543	1, 151	146. 8
東上野2丁目	7. 45	503	399	365	764	102. 6
東上野3丁目	9. 37	898	707	780	1, 487	158. 7
東上野4丁目	8. 04	710	596	542	1, 138	141. 5
東上野5丁目	6. 50	824	777	804	1, 581	243. 2
東上野6丁目	9. 34	1, 042	951	1, 021	1, 972	211. 1
元浅草1丁目	6. 49	1, 136	1, 048	978	2, 026	312. 2
元浅草2丁目	4. 15	498	409	398	807	194. 5
元浅草3丁目	7. 11	1, 195	1, 072	1, 046	2, 118	297. 9
元浅草4丁目	5. 52	807	735	810	1, 545	279. 9

m t-	面積	世帯数		人) 口(人)	人口密度
町丁目名	(ha)	(世帯)	男	女	合計	(人/ha)
寿1丁目	5. 96	886	790	818	1, 608	269. 8
寿2丁目	4. 29	393	348	329	677	157. 8
寿3丁目	5. 97	1, 277	1, 084	1, 144	2, 228	373. 2
寿4丁目	3. 40	443	375	464	839	246. 8
駒形1丁目	4. 46	971	739	751	1, 490	334. 1
駒形2丁目	7. 08	520	417	408	825	116. 5
北上野1丁目	4. 08	743	633	512	1, 145	280. 6
北上野2丁目	9. 41	1, 750	1, 542	1, 323	2, 865	304. 5
下谷1丁目	6. 40	1, 113	994	999	1, 993	311. 4
下谷2丁目	8. 24	1, 782	1, 497	1, 689	3, 186	386. 7
下谷3丁目	6. 84	1, 195	984	1, 048	2, 032	297. 1
根岸1丁目	7. 35	705	574	540	1, 114	151. 6
根岸2丁目	9. 54	1, 234	989	920	1, 909	200. 1
根岸3丁目	14. 92	1, 812	1, 549	1, 624	3, 173	212. 7
根岸4丁目	9. 10	1, 382	1, 311	1, 332	2, 643	290. 4
根岸5丁目	10. 90	1, 927	1, 811	1, 993	3, 804	349. 0
入谷1丁目	8. 17	1, 884	1, 579	1, 678	3, 257	398. 7
入谷2丁目	7. 91	1, 535	1, 320	1, 376	2, 696	340. 8
竜泉1丁目	8. 00	1, 245	1, 138	1, 117	2, 255	281. 9
竜泉2丁目	6. 62	1, 386	1, 392	1, 442	2, 834	428. 1
竜泉3丁目	11. 56	1, 750	1, 554	1, 514	3, 068	265. 4
松が谷1丁目	6. 09	575	541	487	1, 028	168. 8
松が谷2丁目	7. 76	1, 141	1, 045	1, 041	2, 086	268. 8
松が谷3丁目	8. 43	1, 253	1, 186	1, 010	2, 196	260. 5
松が谷4丁目	5. 26	1, 407	1, 203	1, 217	2, 420	460. 1
西浅草1丁目	6. 31	606	441	504	945	149.8
西浅草2丁目	7. 47	1, 628	1, 308	1, 215	2, 523	337. 8
西浅草3丁目	12. 42	2, 282	2, 136	2, 142	4, 278	344. 4
雷門1丁目	5. 23	704	592	670	1, 262	241. 3
雷門2丁目	6. 50	845	704	775	1, 479	227. 5
浅草1丁目	13. 53	800	711	738	1, 449	107. 1
浅草2丁目	20. 55	1, 591	1, 340	1, 346	2, 686	130. 7
浅草3丁目	8. 24	1, 664	1, 355	1, 474	2, 829	343. 3
浅草4丁目	11. 71	1, 488	1, 328	1, 325	2, 653	226. 6
浅草5丁目	17. 53	2, 484	2, 308	2, 237	4, 545	259. 3
浅草6丁目	12. 61	1, 578	1, 446	1, 461	2, 907	230. 5
浅草7丁目	9. 41	421	356	380	736	78. 2
花川戸1丁目	6. 94	602	538	543	1, 081	155. 8
花川戸2丁目	5. 51	704	621	659	1, 280	232. 3
千束1丁目	5. 23	1, 038	954	889	1, 843	352. 4
千束2丁目	5. 96	1, 109	982	969	1, 951	327. 3
千束3丁目	12. 36	2, 189	1, 897	1, 570	3, 467	280. 5
千束4丁目	13. 02	1, 890	1, 697	1, 228	2, 925	224. 7
今戸1丁目	15. 36	747	670	678	1, 348	87. 8

町丁口丸	面積	世帯数)	人) 口 (人)	人口密度
町丁目名	(ha)	(世帯)	男	女	合計	(人/ha)
今戸2丁目	17. 27	1, 610	1, 566	1, 350	2, 916	168. 8
東浅草1丁目	6. 65	799	829	766	1, 595	239. 8
東浅草2丁目	9. 44	908	913	725	1, 638	173. 5
橋場1丁目	17. 58	1, 818	1, 934	1, 775	3, 709	211. 0
橋場2丁目	12. 61	1, 166	1, 042	1, 118	2, 160	171. 3
清川1丁目	12. 89	1, 123	1, 135	884	2, 019	156. 6
清川2丁目	14. 67	2, 669	2, 514	1, 012	3, 526	240. 4
日本堤1丁目	9. 19	2, 003	1, 946	902	2, 848	309. 9
日本堤2丁目	11. 15	1, 951	1, 785	1, 383	3, 168	284. 1
三ノ輪1丁目	8. 84	1, 297	1, 058	1, 077	2, 135	241. 5
三ノ輪2丁目	4. 02	523	456	396	852	211. 9
池之端1丁目	5. 20	317	300	321	621	119. 4
池之端2丁目	6. 97	1, 507	1, 225	1, 298	2, 523	362. 0
池之端3丁目	3. 23	289	257	260	517	160. 1
池之端4丁目	6. 46	829	700	785	1, 485	229. 9
上野公園	80. 38	148	162	90	252	3. 1
上野桜木1丁目	12. 93	681	627	699	1, 326	102. 6
上野桜木2丁目	7. 09	457	467	477	944	133. 1
谷中1丁目	7. 26	432	391	421	812	111. 8
谷中2丁目	7. 32	977	826	863	1, 689	230. 7
谷中3丁目	10. 52	1, 638	1, 398	1, 509	2, 907	276. 3
谷中4丁目	5. 71	288	268	263	531	93. 0
谷中5丁目	8. 62	506	408	457	865	100. 3
谷中6丁目	4. 21	176	170	189	359	85. 3
谷中7丁目	19. 59	568	518	536	1, 054	53. 8

道路位置図

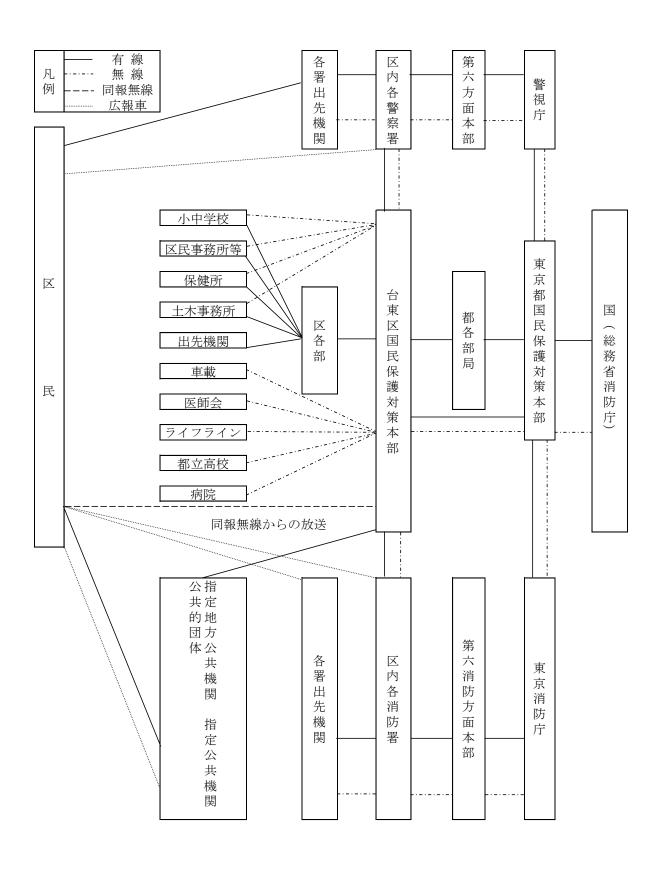


鉄 道 位 置 図

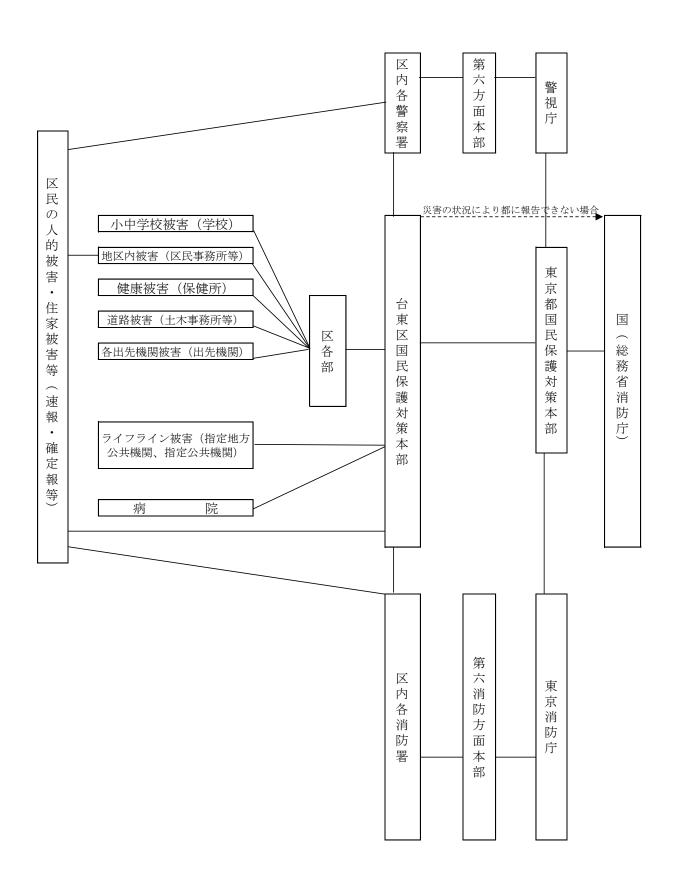
【鉄道】



通信連絡系統図



被害情報の収集・報告系統図



赤十字標章及び身分証明書

赤十字標章



- 我が国関係者は、すべて白地に赤十字の標章を使 用する。
- 白地に赤十字は、状況に応じて適当な大きさとする。
- 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤(CMYK値: C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値: #FF0000) を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面

(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書					
カル 皿 刃 音					
IDENITTY CARD					
常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の PERMANENT civilian medical personnel					
TEMPORARY					
氏名/Name					
生年月日/Date of birth					
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8 月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I) によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as					
交付等の年月日/Dute of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority					
有効期間の満了日/Date of expiry					

裏面

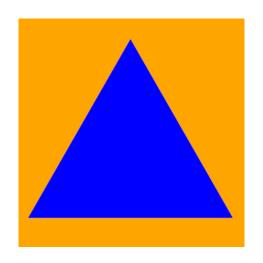
身長/Height	眼の色/ Ey	/es	頭髪の色/Hair				
その他の特徴又は情報/C 血液型/Blood type	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type						
	所特者の写真 /PHOTO OF HOLDER						
印章/Stamp		所持者の乳	署名/Signature of holder				

【日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)】

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式3]

特殊標章及び身分証明書

特殊標章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形と し、原則として次の条件を満たすもの。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合 には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色と すること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接 していないこと。
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分は オレンジ色 (CMYK 値: C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB 値: #FFA500) を、青色の正三角形の部分については青 色 (CMYK 値: C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB 値: #0000FF) を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を 用いることを妨げない。

身分証明書

	する許可権載するた	, , , , , ,	
	身分:	正明書	
	IDENT	TY CARD	
国民	71.100.7H (D. 171.	る職務等を行う ence personnel	者用
氏名/Name			
生年月日/Date of t	oirth		
月12日のジョュネーヴ諸条系 追加議定書(調	ュネーヴ諸条約 約の国際的な武 義定書 I) によ	の資格において、 及び1949年 力紛争の犠牲者の って保護される。 y the Geneva Conver	8月12日のジ の保護に関する
	•	o the Geneva Conver	_
_		n of Victims of In	_
Conflicts (Protoco	II) in his capacity	as	
= / Mt x F F F			
交付等の年月日/IC	tate of issue		No. of card
	許可権者の	署名/Signature of iss	uing authority
有効期間の満了日	/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色Æy	res	頭髪の色/Hair								
その他の特徴又は情報/の	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:										
血液型/Blood type	血液型/Blood type										
		- m-t-									
	,,,,,,	者の写真 OF HOLDER									
印章/Stamp	印章/Stamp 所持者の署名/Signature of holder										

【日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)】

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式4]

東京都台東区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 24 日 条例第 8 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき制定

(目 的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、東京都台東区国民保護対策本部(以下「保護本部」という。)及び東京都台東区緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)、国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)のほか、必要な職員を置く。

(組 織)

- 第3条 保護本部に本部長室及び部を置く。
- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室及び部に属すべき保護本部の職員は、台東区規則(以下「規則」 という。)で定める。

(職 務)

- 第4条 本部長は、保護本部を総括し、保護本部の職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

5 前各項以外の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会 議)

- 第5条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため 、必要に応じ、保護本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他区の職員以外の 者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができ る。

(国民保護現地対策本部)

- 第6条 法第28条第8項の規定により国民保護現地対策本部を置いたときは 、これに国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を 置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもっ て充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。(委任)
- 第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項 は、規則で定める。

(緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、東京都台東区緊急対処事態対策本部に ついて準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

救援の程度及び方法の基準

平成27年4月1日現在

根拠			種類	対 象	費用の限度額	学成27年4月1日現在 備 考	
法令	令		122/05	/1 %	(基本額)避難所設置	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理 のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、	
				避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	1人1日当り 320円以内(加算額) 冬期(10-3月)別に定める額を加算した額	建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費 又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の 設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の 実費を加算	
I	収容施設の供与	避難所	難住宅	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、 長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪) を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,621,000円以内 3 設置費(基本額)1人1日当 320円以内(加算) 冬期(10-3月)別に定める額を加 算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可	
			応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害ったとなったとなったくないを受けるおそれがな害にくない生後、武力攻撃災害に流失とし、居住する住家が全壊、全焼又は流失し、居住する自らができないでは宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪) を標 準とする。 2 限度額 1戸当り 2,621,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可	
п	そよのがいない	大き出いに は たされて たさい たさの たい たい たい たい たい たい たい たい たい たい たい たい たい		1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住 家に被害を受けて炊事でき ない者 3 避難指示に基づき又は 武力攻撃災害により住家に 被害を受け避難する必要の ある者	1人1日(3食)当り 1,080円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現 物による	
	の供給	給		避難指示に基づく避難又は 武力攻撃災害により現に飲 料水を得ることができない 者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又 は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに 薬品又は資材の費用	
	10 4/40 - 4	服、寝具その		り下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4- し、給与等日をもつる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		り下表の額の範囲内	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料
	被服、複葉での 他生活必需品の 給与又は貸与			上必要な被服、寝具その他 生活必需品を喪失又は損傷 し、直ちに日常生活を営む ことが困難な者	世帯人数 1人 2人	3 人 4 人 5 人 6 人以上 1 人増す ごとに加算 4,600 41,500 52,600 7,700	
					別 タ 30,200 39,200 5	円以内 円以内 円以内 4,600 63,800 80,300 11,000 日以内 円以内 円以内	

	根拠 救援の種類 去令		の種類	対 象	費用の限度額	備考		
IV	V	医療の提供及び	医療の 提供	避難指示に基づく避難又は 武力攻撃災害により医療の 途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具 修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康 保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料 金の額以内	○ 救護班における実施が原則 ○ 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所 (マッサージ、はり等)における医療の実施可 ○次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護		
			助産	避難指示に基づく避難又は 武力攻撃災害により助産の 途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	○次の範囲内で実施1 分べんの介助2 分べん前及び分べん後の処置3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給		
		被災者の捜索及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出武力攻撃災害により1 現に生命、身体が危険な状態にある者2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上 費又は購入費、修繕費及び燃料費		
7	/I	埋葬及び火葬 電話その他の通 信設備の提供		武力攻撃災害の際死亡した者	一体当り 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内	○死体の応急的処理程度ものを行う ○原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○次の範囲内で実施 1 棺(附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ又は骨箱 ○電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費		
V				避難指示に基づく避難又は 武力攻撃災害により、通信 手段を失った者	当該地域における通常の実費			
	武力攻撃災害を ① 受けた住宅の応 急修理		受けた住宅の応 資力では応急修理をするこ		1 世帯当り 5 6 7,000円以内	○居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小 限度の部分に対して実施 ○現物をもって実施		
VIII	2	学用品の給与		学用品の給与		避難指示に基づく避難又は 武力攻撃災害により学用品 を喪失又は損傷し、就学上 支障のある小学校児童・中 学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○小学校児童・中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための教材実費 ○高等学校等生徒 正規授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具費及び通学用品費小学校児童 1人当たり 4,200円中学校生徒 1人当たり 4,500円高等学校等生徒 1人当たり 4,900円	○避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可

	根拠 救援法令		種類	対 象	費用の限度額	備考		
VIII		死	死体の捜索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上 費又は購入費、修繕費及び燃料費		
	3	体 の 捜	死体の 処理	武力攻撃災害の際死亡した者 の、死体に関する処理(埋葬を 除く。)	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,400円以内 2 一時保存 ○一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,300円以内 ※ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	○ 次の範囲で実施1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置2 死体の一時保存3 検案(原則として救護班において実施)		
	4	武力攻撃によって 住居又は その周辺に運ばれた土石等 竹木木等常 生活に支管を上に大かが運びこまれている た場所と 生活に支障を及ぼし のの除去		より新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事は 等生活に欠かせない場所又は玄 関に障害物が運びこまれている ため一時的に居住できない状態 にあり、かつ自らの資力では除	一世帯当り 134,300円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等		
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上		・	当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の捜索、救出 4 死体の捜索、処理 5 救済用物資の整理配分		

この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する

法律による救援の程度及び方法の基準(平成 25 年内閣府告示第 229 号)」(以下「救援の程度及び基準」という。)において示されている内 容を整理したものである。 **※** 1

※ 2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示 している。

₩3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準を定める。

救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の 設定について

※ 4 意見を申し出ることができる。

参考

国民保護法第75条(救援の実施)

救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条(救援の程度、方法及び期間)

法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第3条第 1項 の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。

法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日(法第75条 第1項 ただし書の場合[緊急を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあっては、その救援を開始した日)から 内閣総理大臣が定める日 までとする。

安否情報省令及び安否情報収集様式

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正: 平成二七年九月一六日総務省令第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第二十五条第二項及び第二十六条第四項(これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項 及び第二項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項 (令第五十二条 において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法)第九十四条第一項及び第二項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。) の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項 (令第五十二条 において準用する場合を含む。) に規定する事項を様式第四号 により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項 (法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項 に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団

体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項 の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五 条第一項 の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項 の 規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、 書面により提供することとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日総務省令第五○号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び 附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日) から施行する。

(経過措置)

(施行期日)

- 第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律(以下この条において「番号利用法整備法」という。)第十九条の規定によ る改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」 という。)第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード (次項において「住民基本台帳カード」という。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定により なお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を 失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(次項において「個人番号カー ド」という。)とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を 適用する。
- 2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。
- 一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ

- 二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(次条において「新公的個人認証法施行規則」という。)第五条第一項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)及び第二項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)及び第二項第一号(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号
- 三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安 否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項
- 四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則(以下この号において「新統計法施行規則」という。)第十一条第二項第一号(新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。)

五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。)第五条第一項第一号イ(新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。)

様式第1号 (第1条関係)

様式第2号 (第1条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

① 氏 名		
② フ リ ガ ナ		
③ 出生の年月日	年	月 日
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)		
⑥ 国 籍	日本 その	他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報		
⑧ 負傷(疾病)の該当	負 傷	非 該 当
⑨ 負傷又は疾病の状況		
⑩ 現 在 の 居 所		
① 連絡先その他必要情報		
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①~⑪を回答する 予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を	希望しない
③ 知人からの 照 会 が あ れ ば ①⑦⑧ を回答する予定 で す が 、 回 答 を 希 望しない場合は ○ を 囲ん で 下 さ い 。	回答を	希望しない
④ ①~⑪を親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以外の者からの 照 会 に 対 す る 回 答又は公表する こ と につ い て 、同意するかどう か ○ で 囲 ん で 下 さい。		することない
※ 備 考		

(注 1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

- (注 3) 「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号 (第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年月日時分)

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国 籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
① ①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する
の回合すること、V2回息	同意しない
※ 備 考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先	
同意回答者住所		続 柄

(注 5) ⑪ の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

$\exists \exists \Box$ 辑 報 贮 \mathbb{H} 换

尔

业

Ш

Щ

#

報告日時:

備港 担当者名 (3) 知人への (0) 回答の希望 ②親族・同 居者への回 答の希望 ①連絡先その 他必要情報 市町村名 ⑩現在の居所 ⑤負傷又は 疾病の状況 (8)(4)(5)(5)(6)(7) ⑦その他個人 を識別するた めの情報 60 国籍 ⑤住所 ④男女 の別 ③出生の 年月日 ②フリガナ ①氏名

備考

 ¹ この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ⑩へ⑪の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件 がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

(都)	総務大臣 道府県知事 市町村長)) 殿					年	月	日
	(A-1417X)		E	申請者 <u>住所</u> <u>氏</u>	(居所) 名				
		ついて、武 第95条第1							
	照会をする:	生田		被照会者の新				* \\ \	- L 7
	を付けて下 、理由を言	- 00	_	被照会者のタ その他	切人(久人、	職場関係者	す及い近例	24任氏)	である
す。				()
Í	莆	考							
被昭	氏	名							
会者 か	フリ	ガナ							
被照会者を特定、	出生の)年月日							
するた	男女	の別							
め に 必	住	所							
要な事項	玉 (日本国籍を有	籍 しない者に限る。)		日本		その他	Г ()
項	その他個)るための	人を識別す 情報							
※ F	申 請 者	の確認							
% (備 考								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

	殿		年	月	日
				総務大臣 道府県知事 市町村長)	(2)
	年 月 日付けて第	合があった安否情報こついて、	下記のと	おり回答しま	きす。
避	惟民 ご該当するか否かの別				
	文撃災害により死亡し又は負傷した に該当するか否かの別				
	氏 名				
	フリガナ				
被	出生の年月日				
照	男女の別				
会	住 所				
者	国本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他(<u> </u>)
1	その他個人を識別するた めの情報				
	現在の居所				
	負傷又は疾病の状況				
	連絡先その他必要情報				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 随葉能民 高勢するか否かの別 欄 は 「該当」又は 別該当」と記入し、「武力攻撃 災害により死亡し又は負傷した 住民 高勢するか否かの別欄 はが死亡 「負傷」又は非 該当」と記入すること。
 - 3 出生の年月日」欄は元号表記こより記入すること。
 - 4 武力攻撃災害こより死亡した住民にあっては、頃傷又は疾病の状況、欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所、欄に「遺林が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否構め収集・該を「連絡先その他と要」構して記入すること。

公用令書等の様式

31	記様式第一							
	収用第	륫						
			公	用	令	書		
						氏 名		
						住 所		
	武力攻擊事	手態等に	おける国民保	護のた	めの措置	に関する法律	第 81 条 9 第 81 条 9 第 183 条 第 183 条	第 4 項 にお
	いて準用する いて準用する (理由)			こ基づい	き、次の	とおり物資を収	7月する。	
		年	月 日	ý	処分権者	氏 名		ョ
	収用すべき 物資の種類	数量	所 在 場 所	引渡	度 月 日	引渡場所	備	考
Į.	備考 用紙は、	日本工	業規格A5とす	る。				
;	記様式第二							
	保管第	를						
			公	用	令	書		
						氏 名		
						住 所	tota da ta	
	武力攻擊事	手態等に	おける国民保	護のた	めの措置	に関する法律	第 81 条 第 81 条 第 183 条 第 183 条	第 4 項 ミにお
	いて淮田する	至 81 冬	第3項の相定し	て基づき	き次の	とおり物資の保	2.答を命ず2	

いて 準用する 第81条 第4項 (理由) 年 月 日 処分権者 氏 名 印

保管すべき 場所 保管すべき 考 保管すべき物資の種類 数量 備 期間

備考用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律 第82条

第183条において準用す

る第82条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名

印

名	称	数量	所在場所	範	囲	期	間	引渡月日	引渡場所	備	考

備考用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名

住 所

第81条第2項

第81条第3項

第81条第4項

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律 第82条

第 183 条にお

第 183 条にお

第 183 条にお

第 183 条にお

いて準用する第第81条第2項

いて準用する第第81条第3項

いて準用する第第81条第4項

いて準用する第第82条

号)に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律施行令第 16 条

第 52 条において準用する第 16 条 ^{の規定により、}

これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏 名

印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

東京都台東区国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 2 4 日 条例第 7 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規程に基づき制定

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16年法律第112号。以下「法」という。)第40条第8項の規定に基づき、東京都台東 区国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める ことを目的とする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の総数は、60人以内とする。
- 2 法第40条第6項に規定する専門委員(以下「専門委員」という。)は、当該専門の事項 に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会長の職務代理)

- 第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会 議)
- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

- 第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2

台東区国民保護協議会委員名簿

役名	職名	国民保護法の根拠
会長	台東区長	法第40条2項による会長
委員	陸上自衛隊第1普通科連隊第5中隊長	法第40条4項2号による委員
委員	東京都建設局第六建設事務所長	法第40条4項3号による委員
委員	東京都水道局中央支所長	同 上
委員	東京都下水道局北部下水道事務所長	同 上
委員	警視庁第六方面本部長	同 上
委員	上野警察署長	同 上
委員	下谷警察署長	同上
委員	浅草警察署長	同上
委員	蔵前警察署長	同 上
委員	東京消防庁第六消防方面本部長	法第40条4項5号による委員
委員	上野消防署長	同 上
委員	浅草消防署長	同 上
委員	日本堤消防署長	同 上
委員	上野消防団長	同 上
委員	浅草消防団長	同 上
委員	日本堤消防団長	同 上
委員	日本郵便㈱上野郵便局長	法第40条4項7号による委員
委員	東日本旅客鉄道㈱上野駅長	同 上
委員	東日本電信電話㈱東京事業部東京東支店長	同 上
委員	東京電力㈱上野支社長	同 上
委員	東京ガス㈱東部支店長	同 上
委員	首都高速道路㈱東京西局 総務・管理部長	同 上
委員	東武鉄道株浅草駅長	同 上
委員	京成電鉄㈱京成上野駅長	同 上
委員	東京都交通局浅草橋形務区長	法第40条4項3号による委員
委員	東京地下鉄㈱上野駅務区長	法第40条4項7号による委員
委員	首都圈新都市鉄道㈱秋葉原駅務管理所長	同上
委員	(一社) 下谷医師会長	同上
委員	(公社) 浅草医師会長	同 上

役名	職名	国民保護法の根拠
委員	(公社)東京都台東区歯科医師会長	法第40条4項7号による委員
委員	(公社)浅草歯科医師会長	同 上
委員	(一社) 下谷薬剤師会長	同上
委員	(一社) 浅草薬剤師会長	同上
委員	台東区町会連合会会長	法第40条4項8号による委員
委員	副区長	法第40条4項4号による委員
委員	教育長	法第40条4項5号による委員
委員	企画財政部長	法第40条4項6号による委員
委員	総務部長	同 上
委員	危機管理室長	同 上
委員	区民部長	同 上
委員	文化產業観光部長	同上
委員	福祉部長	同 上
委員	健康部長	同 上
委員	環境清掃部長	同 上
委員	都市づくり部長	同 上
委員	教育委員会事務局次長	同 上
委員	議会事務局長	同 上

計 48名

用 語 集

あ行

用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺(ヨウ素が 濃集しやすい。)をヨウ素で飽和しておくと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
- , , , , ,	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。 インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質 疑応答をする など、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれ ば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能

か行

用 語	説明
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制
	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国(総理大臣官邸)と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの をいう。

用語	説明
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に 監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免 疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う病院
指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法 務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労 働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小 企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、 原子力規制委員会及び防衛省 (国民保護法第2条第1項、事態対処法第 2条第4号)
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号)
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。 (国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号)
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立 行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定 項)するものをいう。 (国民保護法第2条第2項)
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯 し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防 災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

用語	説明
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約 (ジュネーヴ4条約) のこと。武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入している。 ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約・捕虜の待遇に関する第3条約・文民の保護に関する第4条約
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
全国瞬時警報シス テ ム(通称:J- ALERT	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

た行

用語	説明
13 - 13 h	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した 爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能に よる被害をもたらす。

用語	説 明	
第一追加議定書	第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。 追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日(2005年2月28日発効)	
東京DMAT	大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。災害現場で救急隊と連携した医療活動を行うための専門的な研修を実施し、東京DMATを編成する病院を指定して実施体制を整えている。 DMAT: Disaster Medical Assistance Team	
トリアージ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に 応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。	

は行

用	語	説明
武力攻		武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

や行

用 語	説明
	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に 配慮を要する者。高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する方を想定 している。